

## 現状と課題（第8期介護給付適正化計画における実施状況等）

・介護認定の適正化については、業務分析データ等を基に当市の評価を行い、その結果を審査委員及び調査員と情報共有を行った。審査判定の手順については、統一が図れているが、考え方に審査会ごとのばらつきがあり、平準化が課題と言える。今後も、業務分析データを活用し、適正化に努める。また、申請者から主治医に現状を詳細に伝えるツールとして、主治医意見書作成のための質問票を作成した。その結果、徐々に審査資料に反映され、適切な審査判定につながっていると考える。

・ケアプラン点検については、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との協働により、2事例の点検(ケアプランの事前チェック、面談)を実施した。ガイドラインの理解度の差、作成する介護支援専門員や協力者の主任介護支援専門員の負担が大きいことが課題である。

・また、住宅改修等の点検については、国の「介護給付適正化計画」に関する指針（以下「指針」と言う。）の改正に伴い、ケアプラン点検に統合された。住宅改修等事業者に対して、窓口等で介護保険住宅改修の趣旨、手続き等を説明し、普及啓発に努めた。新規の事業者への制度周知、訪問調査の選定・実施方法の検討が課題である。

・縦覧点検・医療情報との突合については、居宅介護支援事業者に対し、福祉用具貸与等の状況の確認を行った。指針の改正に伴い、有効性が高いと見込まれる帳票が示されたため、それを踏まえた実施方法の検討が課題である。

地域分析をした結果から得られた、管内の利用者やサービスの特徴  
（要介護認定率、サービスごとの給付費・受給率等）介護給付  
適正化全般

- ① 調整済みの要支援・要介護認定率は、令和4年度末時点で18.3%であり、全国平均の16.3%、東京都平均の17.1%と比較して上回っている。
- ② 施設系サービスの受給率は2.3%と、全国平均2.8%、東京都平均2.4%と比べてわずかに少ないが、居住系サービス(市2.5%、全国1.3%、東京都2.0%)と在宅サービス(市12.1%、全国10.4%、東京都10.5%)については、全国や東京都平均と比べて上回っている。
- ③ 受給者1人あたり給付月額では、利用が少ないサービスを除くと、狛江市では訪問看護、福祉用具貸与、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援、認知症対応型通所介護が全国平均と比べて上回っている。

介護給付適正化事業全体の方向性、保険者としての考え方  
（優先的・積極的に実施する事業、重点事項等）

- ① 調査員間及び合議体間の平準化を図るとともに、重度変更率を都平均に近付ける方策について検討する。
- ② ケアプラン点検は、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用し、リ・アセスメント支援シートの作成や面談を通して、利用者の自立支援に資するケアマネジメントの達成や介護支援専門員の気づきを促すことを目指す。
- ③ 医療情報との突合・縦覧点検についても、指針の内容を踏まえて、有効性が高いと見込まれる帳票を中心に点検を行う。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
要介護認定の適正化	6	○取組目標 ・令和2年度以降、要介護認定の臨時的取扱いにより調査及び審査件数が少なかったが、今後については、申請者数の増加が見込まれることから、介護保険サービスを必要とする方へ適切な時期に適正な介護認定結果を出せるように努める。 ・調査員については、調査項目を適切に判断できるよう努める。
		○実施内容・方法 ・審査委員部会長会などを通じて適正な審査判定が行われるよう適切な情報提供を行う。 ・調査員の適正人員の確保 ・調査員の定例会で、調査員が選択を間違いやすい項目を抽出して定義の確認を繰り返し行い、適切な審査判定につながるよう質の向上を図る。
事業実施の基本的考え方		
全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される。	7	○取組目標 ・審査会ごとの審査判定の傾向・特徴を把握し、適正化した状態を維持する。 ・適切な審査判定につながるよう、調査特記事項の充実を図る。
		○実施内容・方法 ・業務分析データを定期的に確認し、審査判定の平準化について適切性を評価する。 ・調査員の適正人員の確保 ・適正化した状態を維持できるよう、評価結果を審査委員、調査員に、審査委員部会長会や調査員定例会にて、情報共有していく。
	8	○取組目標 ・審査委員の改選時期のため、統一的な審査判定を維持すると共に、審査判定の傾向・特徴に関する分析結果を基に、当市の特徴を踏まえた上で、東京都・全国とのばらつきの解消を図る。 ・委託調査員についても、調査項目を適切に判断できるよう努める。
		○実施内容・方法 ・業務分析データを活用し、客観的に当市の特徴を把握し、課題の抽出を行う。全国一律の基準に基づいた審査判定が行われるよう、審査委員部会長会等で情報共有し、手順及び考え方の統一を図る。 ・調査員の適正人員の確保 ・委託調査員の調査内容についても平準化を目指し、選択を間違いやすい調査項目の判断基準となる定義の捉え方等、情報提供を行う。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
ケアプラン等の点検	6	○取組目標 ・「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施し、ケアマネジメントの質の向上を図る。 ・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。 ・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用になるよう、事業者に普及啓発する。
		○実施内容・方法 ・主任介護支援専門員と協働で、ガイドラインのケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。 ・介護支援専門員に対して研修を開催する。 ・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。 ・窓口等を通じて、適切な住宅改修・福祉用具の在り方について普及啓発し、マニュアルを配布する。 ・住宅改修施行事業者に介護保険住宅改修の趣旨、手続等を説明する機会を設ける。
事業実施の基本的考え方		
保険者と主任介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、より自立支援に資する、ケアマネジメントの質の向上を図る。	7	○取組目標 ・「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施し、ケアマネジメントの質の向上を図る。 ・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。 ・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用になるよう、事業者に普及啓発する。
		○実施内容・方法 ・主任介護支援専門員と協働で、ガイドラインのケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。 ・介護支援専門員に対して研修を開催する。 ・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。 ・窓口等を通じて、適切な住宅改修・福祉用具の在り方について普及啓発し、マニュアルを配布する。 ・住宅改修施行事業者に介護保険住宅改修の趣旨、手続等を説明する機会を設ける。
	8	○取組目標 ・「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施し、ケアマネジメントの質の向上を図る。 ・給付実績及び認定情報を基に書面による点検を実施し、給付の適正化を図る。 ・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用になるよう、事業者に普及啓発する。
		○実施内容・方法 ・主任介護支援専門員と協働で、ガイドラインのケアプラン点検に関する手法に従って点検し、面談を行う。 ・介護支援専門員に対して研修を開催する。 ・給付実績等を活用し、書面による点検を実施する。 ・窓口等を通じて、適切な住宅改修・福祉用具の在り方について普及啓発し、マニュアルを配布する。 ・住宅改修施行事業者に介護保険住宅改修の趣旨、手続等を説明する機会を設ける。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
医療情報との突合・縦覧点検	6	<p>○取組目標</p> <p>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検を実施する。</p>
		<p>○実施内容・方法</p> <p>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検する項目を決定し、点検を実施する。 ・点検した帳票をもとに、疑義のある案件について、事業者等に確認を行う。</p>
事業実施の基本的考え方		
請求内容の確認により、誤請求及び医療との重複請求を防ぎ、適正な報酬請求を促す。	7	<p>○取組目標</p> <p>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検を実施する。</p>
		<p>○実施内容・方法</p> <p>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検する項目を決定し、点検を実施する。 ・点検した帳票をもとに、疑義のある案件について、事業者等に確認を行う。</p>
	8	<p>○取組目標</p> <p>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検を実施する。</p>
		<p>○実施内容・方法</p> <p>・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合帳票について、点検する項目を決定し、点検を実施する。 ・点検した帳票をもとに、疑義のある案件について、事業者等に確認を行う。</p>